

市・府民税の非課税の証明書（課税されていないことの証明）が必要な方へ

本市では、「非課税証明書」という名称の証明書は発行していません。課税（所得）証明書で、所得がないこと、市・府民税が課税されていないことを証明しています。

課税資料を提出されていない場合、合計所得金額等の欄はすべて空白となります（見本①）。ただし、本人から課税資料が提出されていない場合でも、控除の対象となっている被扶養者については、税額欄のみ〇円と記載した証明書を発行します。

合計所得金額等が印字された証明書（見本②）が必要である場合、市税事務所の市民税担当に市・府民税の申告書を提出していただくと発行することができます（証明書の発行には、調査・賦課決定のため、通常1週間程度かかります）。
どのような証明書が必要なのかは、請求前に、提出する相手先に御確認ください。

見本① 課税資料を提出されていない場合

見本② 課税資料がある場合（市・府民税の申告をされた場合）